

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月6日
【会社名】	株式会社フライトシステムコンサルティング
【英訳名】	FLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 松本 隆男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 松本 隆男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 530,784,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	45,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成25年3月6日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	45,600株	530,784,000	265,392,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	45,600株	530,784,000	265,392,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、265,392,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
11,640	5,820	1株	平成25年3月22日(金)	-	平成25年3月22日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 平成25年3月6日(水)開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の割当予定先との間で募集株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、募集株式に係る割り当ては行われなないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部	東京都渋谷区恵比寿4-6-1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

株式会社みずほ銀行 中目黒支店

東京都目黒区上目黒 1 - 26 - 1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
530,784,000	29,894,200	500,889,800

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、下記のとおりであります。

(弁護士費用)	1,500,000円
(登記関連費用)	1,855,000円
(アドバイザリー費用)	26,539,200円

(*) アドバイザリー費用は、株式会社アレスパートナーズ（東京都中央区銀座一丁目6番16号 代表取締役 檜埜 由昭）に対するものであります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資による調達資金につきましては、下記の資金に充当する予定です。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

(i) 電子決済ソリューション事業に係る研究開発資金及びマーケティング費用

当社がサービス事業において推進しておりますiPhone/iPod touch/iPadを利用した「電子決済ソリューション」における新たな決済装置(*)の開発費、プロモーション費用等の販売管理費として充当する予定です。

*：新たな決済装置とは、iPhone等スマートフォンやスマートデバイスを利用したハンディータイプのクレジットカード、デビットカード、電子マネーの複合的な決済装置で、新型のiPhone/iPod touch/iPadや新しいデバイスに対応させる新型機を開発を進めております。

(ii) コンサルティング&ソリューション事業拡大に係る運転資金

当社は、これまで業績低迷の中、サービス事業の立ち上げに注力するとともに、一方で福岡営業所の閉鎖等を含む事業再編に取り組んできました。その結果、事業規模の縮小と社員数の減少が進み、コンサルティング&ソリューション事業において、スマートフォンの浸透に伴う顧客からの引き合い増加に対応できなくなっています。

今後、同事業において、社員数増加、及びパートナー会社との連携強化を行い、受注拡大、事業規模の拡大に向かうにあたり、顧客からの売上入金の前に人件費や外注費等の支出が先行することによる一時的な資金不足に対応するための資金、並びに人材採用費用等に充当する予定です。

(iii) 新規事業に係る展開資金

新たな事業として取り組む住宅関連業界、家電業界向けのスマートハウス関連サービス事業（事業の詳細は、第3〔第三者割当の場合の特記事項〕6〔大規模な第三者割当の必要性〕（1）大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容 既存事業の更なる強化と新事業の展開で収益体質へ転換を参照）の事業展開資金に充当する予定です。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
() 電子決済ソリューション事業に係る研究開発資金及びマーケティング費用		
a 研究開発資金	125	平成25年3月～平成27年3月
b マーケティング費用	125	平成25年3月～平成27年3月
(ii) コンサルティング&ソリューション事業に係る運転資金		
a 人件費及び外注費	125	平成25年3月～平成26年3月
b 人材採用費	25	平成25年3月～平成26年3月

(iii) 新規事業に係る展開資金		
スマートハウス関連サービス事業に係る調査及び研究費用	100	平成25年3月～平成27年3月

(注)上記の具体的な用途について

- () 電子決済ソリューション事業に係る研究開発資金及びマーケティング費用
 - a 新たな決済装置に係る追加開発費用
 - b 新たな決済装置に係るマーケティング費用
- (ii) コンサルティング&ソリューション事業拡大に係る運転資金
 - a システムの受託開発に係る事業拡大に向けた人件費及び外注費
 - b 人員採用に伴う人材紹介会社への支払手数料
- (iii) 新規事業に係る展開資金
 - 住宅関連業界、家電業界向けのスマートハウス関連サービス事業の調査及び研究のための人件費、外注費及びソフトウェア開発費用等

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成25年3月6日現在）

名称	株式会社オーチャードコーポレーション
本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目9番8号銀座王子ビル5階
代表者の役職及び氏名	代表取締役 伊藤 忠寛
資本金	1,000,000円
事業内容	投資及び有価証券の取得、保有並びに処分
主たる出資者及びその出資比率	釜土 和人氏（100%）

- (注) 1. 割当予定先は、割当予定先の100%株主であります釜土和人氏により投資及び有価証券の取得、保有並びに処分を目的として設立された株式会社であります。
2. 割当予定先は、平成25年2月7日に設立されており、決算日が9月30日であるため未だ確定している決算が存在しません。

b. 提出者と割当予定先との間の関係（平成25年3月6日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、これまで、当社の置かれている財務内容の現状と課題及び今後の事業戦略をご理解いただき、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、複数の証券会社やアドバイザー会社等から紹介を受け、事業会社を含む複数の有力先と接触を重ねてまいりました。

こうした複数の有力先と交渉の結果、当社の考えにご賛同いただいたのが、シンガポールに本拠を持つ投資家の日本法人である株式会社オーチャードコーポレーションであり、同社を本第三者割当増資の引受先に選定いたしました。

同社は、シンガポールに本拠を持つ釜土和人氏の所有する投資会社であり、同氏は、日本の金融機関の香港現地法人であるSanwa International Finance、欧州系投資銀行のSociete General、米系投資会社であるCarval Investors Pte. Ltd.（元Cargill Investments）と約20年以上にわたり企業の債券や株式への投資経験を積み、個人としても企業の債券、株式、不動産への投資など経験豊富な人物であり、今後の当社の事業展開に関しても、ご協力をいただける投資家であります。現在は、Carval Investors Pte. Ltd.のシンガポール部門に所属しております。

同社との接触経緯は、当社が財務アドバイスを受けている会社の一つであるコンサルティング会社の株式会社アレスパートナーズ（東京都中央区銀座一丁目6番16号 代表取締役 榎埜 由昭）か

ら紹介を受けたことによります。株式会社アレスパートナーズとは平成24年10月より資本政策に関するアドバイス全般を業務内容とする業務委託契約を締結しており、増資成立時には報酬として増資額の5%を支払う契約内容となっております。

株式会社アレスパートナーズは、事業会社及び投資会社約10社に、ノンネームベースも含め、当社への出資を打診致しました。その中で、将来性のある上場会社への投資意欲がある釜土氏に対して、株式会社アレスパートナーズより、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の概略の説明を行い、当社の当時の現状を理解していただいた上で、本第三者割当増資による資金調達提案を行いました。

平成25年2月に、釜土氏が、投資及び有価証券の取得、保有並びに処分を目的とした株式会社オーチャードコーポレーションを設立したため、当社は、株式会社オーチャードコーポレーションに対し、既存のサービス事業及びコンサルティング&ソリューション事業及び新規に展開するスマートハウス関連サービス事業を推進するために今後必要な資金需要(約530百万円)について説明を行い、出資を打診したところ、応諾いただき、本第三者割当増資にいたしました。

釜土氏は、今後個人投資家として投資活動を積極化する意向を持っており、今回の投資が上場企業の支配株主となる大規模な投資であり、支配株主としての開示義務が発生することにもなるため管理を十分に行っていく必要があること、及び資金調達の都合上、新たな日本法人として株式会社オーチャードコーポレーションを設立しました。その設立に際して、釜土氏がシンガポールに在住していることから、当社への投資を管理してもらう目的で、釜土氏の知人である伊藤氏が株式会社オーチャードコーポレーションの代表取締役役に就任しました。伊藤氏は、野村證券株式会社に入社後、フォスターリンク株式会社や株式会社ファミネットの取締役を経て、現在は個人として、日本の中小企業（厨房機器製造会社、マーケティング会社等）の顧問やコンサルタントとして活躍しており、企業の経営、管理に豊富な経験があります。

株式会社オーチャードコーポレーションから、第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] e . 株券等の保有方針、に記載の通りの当社株式の保有方針であり、当社の事業発展に関し協力をいただけるとの表明をいただいたことから、当社の今後の事業展開と企業価値向上に資するものと考え、同社を割当予定先として選定いたしました。

d . 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 45,600株

e . 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社オーチャードコーポレーションの本第三者割当増資により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、本増資により議決権比率で50%を超える支配株主となりますが、当社の経営に介入する意思はなく、当社を子会社化する意思はない旨の表明をいただいております。また、取得した株式の保有期間及び処分方針については、当社の今後の事業展開によって企業価値が上昇することを期待する一方、収益力が確保され、安定的に成長が可能となるには、相応の期間が必要と考えておられ、最低2～3年は、処分する意向がないとのことであり、処分方法に関しては、当社の事業に有益な事業会社や取引先への相対譲渡を今後検討していく方針であり、早急な市場での売却やファンド等の金融投資家への譲渡を意図しておらず、譲渡方法及び譲渡先の検討を行う場合には事前に当社と協議を行う旨の意向表明を文書にていただいております。

なお、当社は割当予定先から、本第三者割当増資の払込期日（平成25年3月22日）より2年間が経過する日までに当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、内諾を得ております。

f . 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社オーチャードコーポレーションより本第三者割当増資に係る払込みについては、払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。資金は全額、貸金業を営む株式会社BIGサービス（東京都港区南青山四丁目9番6号 代表取締役 萬 秀和）から借入（期間：1年間、利息：年率5.5%）にて調達されております。借入に至る経緯については、株式会社オーチャードコーポレーションが資金の調達方法を検討している中で、伊藤氏の知人であった萬氏に融資を打診して、株式会社BIGサービスの審査の結果、金利、担保条件等の交渉を経て合意に至り、2月25日に借入が実行されております。株式会社BIGサービスは、株式会社オーチャードコーポレーションより、今回の資金調達の目的、当社の事業内容・事業計画等の概要を聞き、本第三者割当増資後の当社の事業規模拡大・収益改善・財務体質強化による企業価値向上への期待から貸付回収リスクは低いと判断したこと、釜土氏の資産背景を考慮し、融資の実行にいたしました。本借入に対する担保として、株式会社オーチャードコーポレーションの発行する全株式が提供されております。なお、当社は、株式会社オーチャードコーポレーションから、この度調達した資金につい

て、現時点では短期借入による調達だが、ロールオーバー、リファイナンスにより調達を継続していくことが可能であるとの説明を受けており、株式会社BIGサービスからも現時点ではロールオーバーにより貸付を継続する意向であることを確認しております。また、株式会社オーチャードコーポレーションが資金調達的手段として借入を選択した理由は、今回の投資により、当社が債務超過を解消し黒字化はもちろんのこと、2～3年後には現在推進している電子決済ソリューション事業の展開により粗利率の高いビジネスへの展開が図られ、企業価値向上が期待できることで、今回の投資のリターンが、借入の金利水準を十分に上回る可能性が高いと判断したためと聞いております。さらに今後当社向け投資以外において借入を活用して総投資額を増やしていくことを視野にいれていると聞いております。

なお、同社の預金口座の残高が、本第三者割当増資の発行価額以上であることを預金通帳により確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先につきましては、反社会的勢力でない旨、反社会的勢力が運営又は経営に関与していない旨を、割当予定先の代表取締役である伊藤忠寛氏及び取締役兼株主である釜土和人氏と面談する方法により確認しております。

なお、第三者の信用調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、割当予定先である株式会社オーチャードコーポレーション、その代表取締役である伊藤忠寛氏、及び取締役兼株主である釜土和人氏、釜土氏を紹介いただいた株式会社アレスパートナーズ、その代表取締役である榎埜由昭氏、株式会社オーチャードコーポレーションが資金を調達した株式会社BIGサービス、その代表取締役である萬秀和氏について、反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本第三者割当増資の発行価額は、割当予定先である株式会社オーチャードコーポレーションとの協議の結果、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年3月5日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の11,640円を参考として、発行価額を11,640円（ディスカウント率0%）といたしました。

本第三者割当増資の発行価額の算定方法について取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、平成25年3月期第3四半期決算発表後に形成された株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、発行価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均12,260円に対する乖離率は5.06%、3か月間の終値平均13,310円に対する乖離率は12.55%、6か月間の終値平均14,073円に対する乖離率は17.29%となっております。

かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本第三者割当増資の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、割当予定先に特に有利な条件で発行するものには該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では債務超過の解消及び収益の回復を主目的とした資金確保及び自己資本の拡充による財務体質の大幅な改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本第三者割当増資の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本第三者割当増資につき決議いたしました。

なお、当社の監査役3名（当社の監査役である、笠間龍雄、大島やよい、大瀧昌三、3名全員が社外監査役であります。）から、本第三者割当増資の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、算定根拠は、現時点の当社株式の市場価格を反映していると思われる平成25年3月期第3四半期決算発表後（平成25年2月14日以後）に形成された株価を考慮しており、発行価額決定直前の市場価額を勘案しているものと判断できること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることより、本第三者割当増資発行価額は、割当予定先に特に有利なものではなく、有利発行には該当しないと判断する旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

株式会社オーチャードコーポレーションに割り当てる本第三者割当増資による株式数45,600株に係る議決権数45,600個が、平成25年3月6日時点での当社の総議決権数38,310個に対して占める割合が119%となること、また、株式会社オーチャードコーポレーションが所有する株式に係る議決権の数が総株主の議決権数の100分の50を超え、支配株主に該当することから、今回の本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、当社は財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いており、また平成25年3月期第3四半期末において債務超過となっている状況下にあるところ、2期連続の債務超過による東証の上場廃止基準に抵触する可能性があり、これらの資金調達により債務超過状態を解消して上場廃止を回避し、財務体質の改善を図ることが必要不可欠であります。また、事業に資金を充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はこれらの目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

今回の大規模な第三者割当増資により大幅な希薄化となることから、株主総会にてその手段の是非を問うべきとも考えておりましたが、上場廃止を回避する上で、平成25年3月末日までに資本の注入を行わなければならない状況下で、引受先を見つかるまで及び条件の合意に至るまで時間を要してしまい、その手続を行う時間的余裕がなくなってしまったため、経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見書を入手することといたしました。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
株式会社オーチャードコーポレーション	東京都中央区銀座4-9-8			45,600	54.34
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8-10-24	21,697	56.64	21,697	25.86
片山 圭一郎	東京都大田区	2,323	6.06	2,323	2.77
松本 隆男	仙台市太白区	1,597	4.17	1,597	1.90
米倉 憲久	仙台市青葉区	1,127	2.94	1,127	1.34
村松 典子	東京都渋谷区	363	0.95	363	0.43
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2-4-1	308	0.80	308	0.37
洪田見 勝俊	長野県大町市	192	0.50	192	0.23
永井 敏也	京都市伏見区	144	0.38	144	0.17
高橋 均	千葉市花見川区	142	0.37	142	0.17
相澤 定見	横浜市瀬谷区	134	0.35	134	0.16
計	-	28,027	73.16	73,627	87.75

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準とし、平成25年3月5日までに当社が確認した大量保有報告書及び株式譲渡報告書に基づき記載しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、株式会社オーチャードコーポレーションに割り当てる本第三者割当増資の目的である株式の総数45,600株を加えて算定しております。

4. 株式会社オーチャードコーポレーションの保有方針は純投資であります。

5. 新株予約権の未行使分は含まれておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、主としてデジタルメディア関連企業や地方自治体を対象としたシステムコンサルティングやシステム開発を提供するコンサルティング&ソリューション事業、並びにiPhone/iPod touch/iPadを利用した電子決済ソリューションプラットフォーム、Twitterプラットフォーム、ラジオプラットフォーム、デジタル郵便を提供するサービス事業を展開しております。

コンサルティング&ソリューション事業

当事業においては、既存顧客を中心としたシステムコンサルティング、システム開発、及び保守サービスの提供により、安定した収益基盤を築いております。

また、当社の強みであるiPhone等スマートフォンを利用した法人向けのソリューションを展開しており、付加価値の高いサービスの提供により、収益性の向上を図っております。

コスト面では、プロパー人員の有償稼働率が向上しており、プロジェクトの収支管理や外注管理の徹底により、営業損益は黒字基調が定着しております。

安定した収益を今後さらに拡大していくためには、堅調な受注に対応するための技術者の増員が

急務となっており、本増資により人員規模の拡大を行い、売上規模の拡大を図ってまいります。

サービス事業

当事業においては、iPhone/iPod touch/iPadを利用した電子決済ソリューションプラットフォームに係る新製品の開発及び提案活動を積極的に展開しております。

当事業は、平成22年に新規事業として立ち上げた事業ですが、新製品の投入に遅れが出ているため、研究開発費等の費用が先行して発生しており、営業赤字を計上しております。

しかしながら、既に、新製品の開発に目途がつき、来期納入予定の大型案件の受注が決定しております。また、引き合い状況も堅調に推移していることから、今後の積極展開の地盤が完成し、来期以降は業績に寄与すると期待しております。

今後さらに事業を拡大するためには、iPhone等以外のスマートフォンやスマートデバイス向けの製品開発や、市場が拡大している電子マネーへの対応を強化する必要があり、本増資によりこれらの課題に対応し、収益性の向上を図ってまいります。

なお、iPhone等スマートフォン・携帯端末上での「ラジオ」、「Twitter」、の利用を可能にするサービスについての開発投資は終了し、サービスの提供を継続しております。

デジタル郵便事業

当事業は、当社を含む5社での合併事業としてデジタルポスト株式会社が推進しております。

当社は、平成23年11月より同社を子会社として運営し、事業立ち上げのための研究開発資金を投下してまいりましたが、大型のシステム開発投資は終息にむかっており、現在、収益化に向けてマーケティングを強化しております。着実にユーザー数を増やしており、今後の収益貢献に期待をしております。

なお、当事業を展開するデジタルポスト株式会社は、平成24年8月及び同年11月に、他の合併パートナーに対して第三者割当増資を実施したことにより当社の持株比率が低下し、現在は当社の連結の範囲から外れております。

既存事業の更なる強化と新規事業の展開で収益体質へ転換

今後の成長のために、既存事業に加え新たな収益の柱として、当社のIT技術とノウハウを活かし、IT化する住宅市場でスマートハウス関連サービス事業を展開してまいります。

住宅市場のうちスマートハウス関連市場は、「創エネ・蓄エネ・省エネ」をキーワードに、2020年までに市場規模が3.5兆円（2011年は1.2兆円）に成長すると予想されており（出典：株式会社富士経済「スマートハウス関連技術・市場の現状と将来展望 2012」）、高い成長が見込まれる市場です。

本市場では、「創エネ・蓄エネ・省エネ」の観点から、発電量、蓄電量及び消費電力量等を計測し、データ送信機能を有する「電力スマートメーター」が市場で重要な役割を担うものと考えられます。当社は、この「電力スマートメーター」が果たす機能に着目し、当社が今まで培ってきたIT技術を生かし、住宅のモニタリング機能や+ のアプリケーション機能など、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

具体的には、本第三者割当増資の払い込みが完了次第、本事業に係る調査及び研究に着手する予定です。約2年間の調査及び研究の後、平成27年頃から本格的に事業化することを目標としております。

上記事業を推進する一方で、当社は、前事業年度において、187百万円の営業損失を計上し、当期純損失が275百万円となりました。さらに、当第3四半期累計期間において、158百万円の営業損失を計上し、四半期純損失が236百万円となった結果、当第3四半期会計期間末において434百万円の債務超過となっております。また、今期の業績予想は営業損失が136百万円となり、年度末の債務超過が約438百万円となる見込みとなり、東京証券取引所の上場廃止基準である2期連続債務超過に該当する可能性があります。

前事業年度までの営業損失計上の主な要因は、平成18年に買収した子会社の収益が悪化したこと、コンサルティング&ソリューション事業で大規模な赤字プロジェクトを発生させたこと、並びに新たに取り組んだサービス事業立ち上げに伴う投資等によるものです。

平成18年に買収した子会社は、平成23年2月に売却しており、赤字事業からの撤退が完了しております。コンサルティング&ソリューション事業では、平成20年11月から約2年にわたる大型の地方自治体向け請負案件で大幅な赤字を計上する結果となりましたが、これ以降、大型の地方自治体向け請負案件の受注には慎重に対応しており、近年では大きな赤字プロジェクトは発生しておりません。また、新たに取り組んだサービス事業については、研究開発費等の費用が先行して発生しましたが、事業化の目途がついたことから、今後は収益により開発費を回収するフェーズに入っております。

当事業年度の営業損失計上の主な要因は、サービス事業において、新製品の納品時期が来期に期ズレしたことによるものです。今後は、新製品の市場投入により事業拡大を図ってまいります。

一方、当社の有利子負債は857百万円と総資産の150%となり、手元流動性に比して高水準にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は、当該状況を解消すべく、次のような対策を講じ、当該状況の解消または改善に向け努めております。

(i) 収益基盤の強化策

事業化の目途がつき、今後の積極展開のための地盤ができた「電子決済ソリューションプラットフォームサービス」による収益を大きな柱としてまいります。

本ソリューションについては、1,000台近い導入案件を前期に納品したほか、来期納入予定の大型案件を受注しており、引き続き事業拡大を推進してまいります。

また、既存顧客を中心としたシステムコンサルティング、システム開発及び保守サービスの提供、並びにiPhone等スマートフォンを利用した法人向けソリューションの展開にも注力し事業規模の拡大を展開してまいります。

(ii) 新規事業の強化策

新規事業を早急に立ち上げ、事業化及び事業拡大による収益性の向上を図ってまいります。

(iii) コスト管理の強化策

プロジェクト収支管理の徹底、外注管理の徹底、人員配置の最適化、並びに旅費等の経費削減等の諸施策を講じ、収支改善を図ってまいります。

(iv) 債務超過解消のための資本増強策

債務超過の状況を早期に解消すべく、割当済みである新株予約権の行使の促進等による資本増強を検討してまいります。

これらの施策を実施し、今後の利益向上を図っていくためには、早急に資金を確保し、債務超過を解消しなければならない状況となっております。

このような状況の中、株式会社オーチャードコーポレーションと交渉したところ、増資による資金調達について合意いたしました。

資金調達の方法については、銀行等の融資による間接金融での資金調達も考えられますが、債務超過解消という観点から直接金融での資金調達を検討してまいりました。直接金融による資金調達は、第三者割当の他、公募増資や株主割当といった手法もありますが、当社の状況を考慮すると、今回の資金調達を迅速且つ確実に行う必要があるため、債務超過解消に必要な資金として約530百万円を第三者割当増資として行うことといたしました。

なお、本第三者割当増資により、支配株主がOakキャピタル株式会社から株式会社オーチャードコーポレーションに異動いたします。しかしながら、株式会社オーチャードコーポレーションは第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当予定先の状況]e.株券等の保有方針、に記載の通り当社の経営に介入する意思はなく、現時点において役員派遣の提案はありません。当社の経営への影響はないと考えております。また、Oakキャピタル株式会社が支配株主ではなくなることに伴う当社の経営に与える影響はありません。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資による資金調達は、希薄化率が25%以上であることから、経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社の監査役3名（当社の監査役である、笠間龍雄、大島やよい、大瀧昌三、3名全員が社外監査役であります。）に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成25年3月6日（当該発行取締役会決議日）において、社外監査役3名から、本第三者割当増資は、現在当社が直面している債務超過状態を解消し2期連続債務超過による上場廃止を免れることができること、及び今後の当社の事業拡大への資金用途に対する非常に有効な資金調達の機会であると考えられ、また、当社は、新規事業を拡大することが重要な経営課題であり、今回の割当予定先から当該資金を確保することは、新規事業を加速し、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えられること、さらに、今後の事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、債務超過解消、自己資本の充実、財務健全性の強化が喫緊の課題であり、当社にとって他の資金調達手段が困難な状況下において、今回の資金調達は選択の余地のない唯一の機会であると考えられることより、必要性があると判断するとの意見が得られました。

また、本第三者割当増資を行うことは、債務超過解消に必要な資金調達であるとともに当社の今後の新規事業拡大に大きく寄与するものと理解し、株式の希薄化と既存株主の持ち株比率の低下はあるものの、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるが見込まれると判断し、大規模な第三者割当に該当するが、引受先を見つけるまで及び条件の合意までに時間を要したために株主総会を開催する期間的な余裕が消失してしまった現時点においては、来る3月末までに債務超過を解消しなければならないという緊急性を勘案し、公募増資や株主割当ではなく資金調達を迅速かつ確実に行うことができる第三者割当増資を行うことについての平成25年3月6日開催の取締役会の決議は、相当性があると判断するとの意見が得られました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）現在において当社が判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(3) 略

(4) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は、平成25年3月6日開催の当社取締役会において、株式会社オーチャードコーポレーションを割当予定先とする本第三者割当増資を決議いたしました。

このため、当社が平成22年9月30日にソフトバンク株式会社及びOakキャピタル株式会社に割り当てた第7回新株予約権の目的である株式の総数7,360株に係る議決権数7,360個及び平成23年3月28日にOakキャピタル株式会社に割り当てた第8回新株予約権の目的である株式の総数4,620株に係る議決権数4,620個を合算した議決権数10,140個に、株式会社オーチャードコーポレーションに割り当てる本第三者割当増資による株式数45,600株に係る議決権数45,600個を加えると、潜在株式を含めた場合の総議決権数が55,740個となり、平成25年3月6日時点での当社の総議決権数38,310個に占める割合は145%に至るため、本第三者割当増資は相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、現在、当社は財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いていることから、財務体質の改善を図る必要があるとともに、当社がサービス事業において推進しておりますiPhone/iPod touch/iPadを利用した「電子決済ソリューション」サービスにおける新たな決済装置の開発費及びプロモーション費用等の販売管理費、コンサルティング&ソリューション事業のうちスマートフォンの浸透とともに顧客からの引き合いが増加しているソフトウェアの受託開発に係る事業規模拡大に向けた人件費等の運転資金、及び新たな事業として取り組む住宅関連業界、家電業界向けのスマートハウス関連サービス事業の事業展開資金に充当することにより、業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

(5) 大株主としての経営権について

当社は、平成25年3月6日開催の取締役会において、株式会社オーチャードコーポレーションを割

当予定先とする第三者割当増資を決議いたしました。

その結果、株式会社オーチャードコーポレーションが議決権比率で54.34%となり、支配株主となる予定であります。

株式会社オーチャードコーポレーションからは、本当該第三者割当増資により取得する当社株式の保有目的は純投資である旨の表明を受けております。よって、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(6) 略

(7) 新規事業への研究開発投資について

当社は、平成25年3月6日開催の取締役会において、株式会社オーチャードコーポレーションを割当予定先とする第三者割当増資を決議いたしました。

本増資により調達した資金のうち100百万円を新規事業であるスマートハウス関連サービス事業に係る調査及び研究費用に充当する予定です。

本投資により本新規事業を事業化することを目標としてまいります。事業が目論見どおりに立ち上がらず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当第3四半期累計期間において、158,560千円の営業損失を計上し、四半期純損失が236,515千円となった結果、当第3四半期会計期間末において434,905千円の債務超過となっております。

また、当社の有利子負債は857,923千円と総資産の150%となり、手元流動性に比して高水準にあります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成24年6月29日提出臨時報告書〕

1 提出理由

平成24年6月27日開催の当社第25回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 監査役3名選任の件

監査役として、笠間龍雄氏、大島やよい氏及び大瀧昌三氏を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、岡部明代氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 監査役3名選 任の件					
笠間 龍雄	30,333	55	-	(注)	可決 99.62
大島 やよい	30,331	57	-		可決 99.61
大瀧 昌三	30,332	56	-		可決 99.62
第2号議案 補欠監査役1 名選任の件	30,365	34	-	(注)	可決 99.69

(注) 議決権行使をすることができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権行使分の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月21日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 善孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小松 亮一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、280,141千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が294,863千円となった結果、216,746千円の債務超過となっている。また、会社グループの有利子負債は892,927千円と総資産の107%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の子会社であるデジタルポスト株式会社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、デジタル郵便事業の共同事業者である東京リスマチック株式会社の株式を取得することを決議し、平成24年5月8日に株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フライトシステムコンサルティングが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月13日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、187,467千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が275,613千円となっている。さらに、当第3四半期累計期間において、158,560千円の営業損失を計上し、四半期純損失が236,515千円となった結果、当第3四半期会計期間末において434,905千円の債務超過となっている。また、会社の有利子負債は857,923千円と総資産の150%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、187,467千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が275,613千円となった結果、198,390千円の債務超過となっている。また、会社の有利子負債は892,927千円と総資産の112%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。